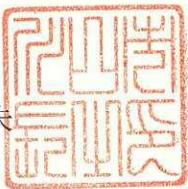


次のとおり、業務委託の事業者を募集するので告示する。

令和7年7月25日

川口市長 奥ノ木 信夫



1 委託業務

(1) 委託業務名

課税資料作成等業務委託

(2) 業務の目的

本委託業務は、近年の納税義務者数や課税資料数の増加及び煩雑化する税法等に伴う事務処理の増加等に対応し公平公正な課税事務を遂行するため、課税資料整理および電算入力業務等の委託を行い、効率的、効果的な事務処理を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

「課税資料作成等業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「課税資料作成等業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年1月5日から令和8年6月30日まで

2 選定方式

本業務の遂行には高度な専門性が求められ、本業務の目的への十分な理解や期間内における企画提案能力や技術力、知見、ノウハウ、サポート体制等を判断するため、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定する。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、以下に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 当市に入札（見積）参加資格登録（物品）をしていること。
- (3) 告示日から企画提案書等提出期間締切日までの期間において、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 充分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有していること。
- (8) 人口40万人以上の他自治体で個人住民税当初課税業務において、資料整理、申告

書補記、システム入力等の受託実績があること。

- (9) 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。

4 公募型プロポーザルの実施方法等

「課税資料作成等業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

5 担 当

川口市理財部市民税課市民税第1係

〒332-8601

埼玉県川口市青木2丁目1番1号 第二本庁舎4階

（令和7年8月18日（月）より、所在地が第二本庁舎4階に変更となります）

電話 048-259-7245（直通）

E-Mail 060.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

※「課税資料作成等業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「課税資料作成等業務委託仕様書」等の必要書類はホームページに掲載してあります。